

2020年4月8日

2020年6月1日更新

京阪電気鉄道株式会社

## 「緊急事態宣言」発出に伴う乗車券類の特例払いもどしについて

2020年4月7日に政府より国内の一部地域を対象に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言）」が発出されたこと、また更なる外出自粛の要請がなされたことを考慮し、特例払いもどしを実施いたします。

### 記

#### 1. 取扱期間

乗車券発行日翌日から1年間

#### 2. 対象となる乗車券

	乗車券の種類	内 容
1	定期乗車券	通勤定期乗車券、通学定期乗車券（大学生相当：大学、短大、専門学校等） ※弊社発行の定期乗車券（他社連絡定期乗車券を含みます） 【払いもどし場所】 京阪線・大津線の各定期券発売所（係員窓口） 【払いもどし起算日】 4月7日以降の最終利用日を払いもどし申し出日といたします。
2	回数乗車券	普通回数乗車券 時差回数乗車券（オフピークチケット） 土・休日割引回数乗車券（サンキューチケット） 通学割引回数券（通信制高校・放送大学生） 割引普通回数乗車券（身体障害者・知的障害者） 【払いもどし場所】 京阪線：全駅（鋼索線除く）、大津線：係員駐在駅 ※駅係員の配置時間内 ※通学割引回数乗車券は購入駅のみ 【ご注意】 回数乗車券の大量払いもどしの場合、手持ち金不足等によりご対応出来ないこともあります。
3	団体乗車券	【払いもどし場所】 購入駅
4	船車券	【払いもどし場所】 旅行会社

※回数乗車券の払いもどし計算例

発売金額 — (使用済み券片数×普通運賃) — 手数料220円＝払いもどし額

ご利用状況により払いもどし額が無い場合もございます。

#### 3. 取扱条件

- (1) 緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛である事由の払いもどし申し出であること。
- (2) 緊急事態措置期間（2020年4月8日～5月25日）を有効期間に含む乗車券類であること。
- (3) 定期乗車券につきましては、定期券発売所にて特例払いもどしの申し出の際、乗車履歴を確認させていただきますので、少々お時間を頂戴いたします。時間に余裕を持ってお越しください。

#### 4. その他

2020年2月29日公表の新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例払いもどしについて、ならびに2020年4月6日公表の学校の休校延長に伴う通学定期乗車券の「特例払いもどし」については、継続実施中です。

詳しくは駅係員におたずねください。

以上

## 定期券払いもどし額の計算方法について

新型コロナウイルス感染拡大防止のための「緊急事態宣言」発出に伴う特例払いもどし額の計算方法（通勤定期券・通学定期券）については、特例によりその申し出日に関わらず、4月7日以降の最終利用日を払いもどし申し出日とし、下記の通りの方法で払いもどしをいたします。定期券の払いもどし額はご利用状況により異なるため、払いもどし額がない場合もございますのでご注意ください。

●有効開始日から8日以降の取り扱い

- ① 最終利用日以降、定期券の残りの有効期間が1か月未満の場合  
→ 払いもどし額はございません。
- ② 最終利用日以降、定期券の残りの有効期間が1か月以上ある場合  
→ 以下の計算式により払いもどしいたします。

**払いもどし額＝定期運賃（券面の金額）－使用済月数に相当する定期運賃－手数料220円**

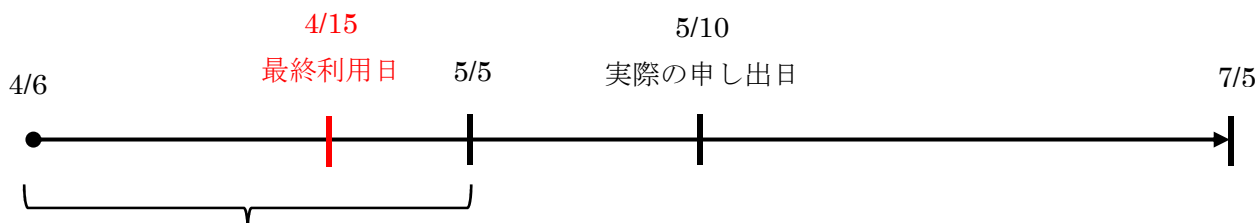
【使用済月数に相当する定期運賃】

使用済月数に相当する定期運賃は、お持ちの定期券のそれぞれ1か月または3か月の定期運賃を組み合わせで算出します。

※1か月未満の日数は、1か月使用したものととして計算します。

使用した月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月
算出に使用する月数の組み合わせ	1か月	1か月×2	3か月	1か月+3か月	1か月×2+3か月

計算例：2020年4月6日から3か月有効の枚方市⇄京橋の通勤定期券で、5/10に払いもどしの申し出があり、最終利用日が4/15の場合。最終利用日を払いもどし申し出日とみなし、発売額から既に使用した1か月分の定期運賃と手数料220円を差し引いた額  
⇒36,430円(発売額)－(12,780円(1か月)×1)－手数料220円＝23,430円



※すでにお使いになった月数=1か月分  
(1か月に満たない日のは数は1か月とする)

※本来は5/10が払いもどし申し出日となり2か月使用となりますが、特例により最終利用日の4/15日を払いもどし申し出日とし、1か月間使用したものとみなし計算いたします。

